

医療法人社団 壬秀会 今井整形デイサービスセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 壬秀会 が設置する今井整形デイサービスセンター(以下「事業所」という。)においてこの事業所が実施する指定通所介護(指定介護予防通所介護・第1号通所事業(予防通所介護相当事業))の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

3 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年条例第 73 号)および岐阜市指定介護予防サービス等の事業の人員設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 24 年条例第 78 号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 今井整形デイサービスセンター

(2) 所在地 岐阜県岐阜市三田洞東1丁目2番9号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤兼務 1名

管理者は、従業者の管理、指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 常勤専従 1名以上

常勤兼務 1名以上

生活相談員は、通所介護計画の作成及び説明を行うほか、生活指導その他の指定通所介護の提供に当たる。

(3) 看護職員 常勤兼務 1名以上

非常勤兼務 1名以上

看護職員は、看護その他の指定通所介護の提供に当たる。

(4) 介護職員 常勤専従 6名以上、常勤兼務 1名以上、非常勤専従 3名以上

介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供に当たる。

(5)機能訓練指導員 常勤兼務 2名以上

機能訓練指導員は、機能訓練その他の指定通所介護の提供に当たる。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、年末年始をのぞく。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後4時15分までを基本サービス提供時間とする。
- (4) 本条に定める内容の他、事業所の営業日、営業時間に関しては、医療法人社団 壬秀会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、40人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 この事業所が行う指定通所介護は、単独型通所介護とし、その内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導
- (2) 介護(介護予防・第1号通所事業(予防通所介護相当事業))サービス
- (3) 健康状態の確認
- (4) 送迎
- (5) 食事の提供
- (6) 入浴(介助浴、特別浴)
- (7) 機能訓練指導

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護(通所介護相当サービス)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣(岐阜市長)が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該指定通所介護(通所介護相当サービス)が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣(岐阜市長)が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護の送迎に要する交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から1km毎に500円を徴収する。
- 4 食費については、600円を徴収する。
- 5 リハビリパンツ200円、尿取りパット50円については必要時において実費を徴収する。その他、通所介護において通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 7 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容

及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、山口市、関市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 この指定通所介護事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は事業所内におけるすべての設備、器械及び器具の使用について、通所介護従事者の指示に基づき、当該施設サービスの利用に当たるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定通所介護に当たる従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第14条 指定通所介護の提供にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業所は、提供した通所介護の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 指定通所介護に当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後3か月以内

(2)継続研修 年1回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、医療法人社団 壬秀会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年12月16日から施行する。

- * 平成15年8月1日から第4条、第9条を変更する。
- * 平成15年12月15日から第4条、第6条を変更する。
- * 平成16年5月10日から第4条を変更する
- * 平成18年4月1日から第4条を変更する
- * 平成20年5月1日から第6条を変更する
- * 平成20年11月1日から第4条、第6条を変更する
- * 平成22年6月1日から第6条を変更する
- * 平成24年4月1日から第5条を変更する
- * 平成26年4月1日から第8条を変更する
- * 平成26年8月1日から第5条を変更する
- * 平成28年1月4日から第8条、第14条を変更する
- * 平成28年4月1日から第1条、第7条を変更する。
- * 平成30年8月1日から第5条(3)、第6条、第8条を変更する。